

兵庫県公報

平成26年 4月15日 火曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
昭和41年兵庫県告示第149号(一般競争入札等に参加する者に必要な資格等)の一部改正(契約管理課)	1
平成8年兵庫県告示第225号の4(兵庫県政府調達に関する苦情の処理手続)の一部改正(同)	1
平成8年兵庫県告示第225号の5(兵庫県入札監視委員会設置要綱)の一部改正(同)	2

告 示

兵庫県告示第347号の2

昭和41年兵庫県告示第149号(一般競争入札等に参加する者に必要な資格等)の一部を次のように改正する。
平成26年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

第7の次に次のように加える。

第8 問合せ先

部局名

- (1) 工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約
県土整備部県土企画局契約管理課
- (2) 製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約
出納局管理課

所在地 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話番号 078-341-7711(代表)

附 則

この告示は、平成26年4月16日から施行する。



兵庫県告示第347号の3

平成8年兵庫県告示第225号の4(兵庫県政府調達に関する苦情の処理手続)の一部を次のように改正し、平成26年4月16日から施行する。

平成26年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

2(1)中「政府調達に関する協定(以下「協定」という。)」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束(以下「協定等」という。)」に改め、「委員会に対し、」の右に「書面により」を加え、「協定の違反」を「協定等の違反」に改める。

2(2)中「協定」を「協定等」に改める。

4(3)中「5(5)」を「5(6)」に改める。

5(1)中「協定」を「協定等」に改め、「10日以内に、」の右に「書面により」を加える。

5(9)ウ中「供給者の」を「調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き、当該者の」に、「その他供給者」を「その他当該者」に改める。

5中(9)を(10)とし、(8)を(9)とする。

5(7)ウ中「文書の提示等が」を「文書の提出等が」に改め、同ス中「苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の求めにより、又は委員会の判断」を「その判断」に改め、同セ中「又は」を「若しくは」に、「公開する

よう」を「公開で行うこと又は証人の出席を」に改め、後段として次のように加える。

この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する商業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。

5中(7)を(8)とする。

5(6)ア中「10日」を「12作業日」に改める。

5(6)エただし書を削る。

5(6)オを次のように改める。

オ エの場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。委員会は、当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。

5(6)にカとして次のように加える。

カ オの通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

5中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを1ずつ繰り下げる。

5(2)各号列記以外の部分中「7作業日」を「10作業日」に改める。

5(2)イ中「協定」を「協定等」に改め、(2)を(3)とし、(3)の前に次のように加える。

(2) 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。

6(1)及び(2)中「協定」を「協定等」に改める。

6(3)中「協定」を「協定等」に、「調達の緊急性」を「当該調達の緊急性」に、「調達機関の業務」を「関係調達機関の業務」に改める。

6(7)中「当該当局」を「当該執行当局」に改める。

6中(7)を(8)とし、(6)を(7)とする。

6(5)中「当該関係調達機関」を「関係調達機関」に改め、(5)を(6)とする。

6中(4)を(5)とし、(5)の前に次のように加える。

(4) 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。

7(2)中「参加者に対しその旨」を「参加者に対し、その決定の結果及びその理由」に改める。

7(3)中「5(9)」を「5(10)」に改める。

9中「協定」を「協定等」に、「文書を保管」を「文書(電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。)を保存」に改める。

10(1)中「協定」を「協定等」に、「政令(平成7年政令第372号)第3条第1項の規定」を「政令第3条第1項に規定」に、「及び」を「に応じ」に改める。

11中「問い合わせ先」を「問合せ先」に改める。

~~~~~

#### 兵庫県告示第347号の4

平成8年兵庫県告示第225号の5(兵庫県入札監視委員会設置要綱)の一部を次のように改正し、平成26年4月16日から施行する。

平成26年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

第2条(1)中「政府調達に関する協定」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(議事録)

第8条 委員会においては、議事録を作成する。